

(別紙) 「竹富町観光案内人条例改正(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
1	<ul style="list-style-type: none"> 西表島エコツーリズム推進全体構想の利用ルールにおける案内客数の制限が、観光案内人にも適用されるということで間違いはないか。 	<p>原案では、条文中に明示する形で観光案内人には西表島エコツーリズム推進全体構想の遵守義務を課しており、遵守義務に違反した者については、措置命令、免許の停止又は取消し、過料等の行政処分の対象としております。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 条例違反者の事業者名等の公表は可能か。また、その場合の注意勧告の回数を明確にすべき。 条例違反者は公表をすべき。 	<p>原案では、条例違反者に対してとるべき措置の命令をしたときに、事業者名等の公表を行うこととしています。指導等の回数を明示すべきとのご意見については、条例の規定は、指導等の回数によらず遵守いただくべきものと考えているため、原案のままとさせていただきます。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 旅行業者が条例違反者を把握できるようにすべき。 旅行業者に条例違反者と契約を結ばないよう周知徹底すべき。 旅行業者も観光案内人として登録させるべき。 	<p>原案では、免許対象行為を「観光旅行者又は町民に対し、その者に付き添って、自然環境資源についての案内又は助言を業として行うこと」としていますので、旅行業者を本条例に基づき免許対象とすることは馴染まないものと考えています。一方で、条例違反者に対してとるべき措置の命令をしたときに、事業者名等の公表を行うこととしています。また、旅行業者に対して、自然観光事業を行う者が観光案内人であることを確認する義務を課すこととしています。</p> <p>以上のことから、原案のままさせていただきます。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> 条例違反者がなぜ免許を持っているのか、説明すべき。 改正以前に、現在条例違反を行っている者に対する行政処分を適切かつ速やかに行うべき。 違反者に対する処分が適切になされずに、観光案内人に対する義務だけが增えることは許容できない。 	<p>条例の規定による申請に対する処分は、条例、施行規則等の規定に基づき適切に審査、処分を行っているところです。条例違反を行っている者に対しては、竹富町観光案内人条例、竹富町行政手続条例その他の関係法令の規定に基づき、行政処分の実施を含む適切な対応を続けてまいります。また、改正の有無に関わらず、今後も引き続き行ってまいります。</p> <p>なお、今回の改正は、西表島エコツーリズム推進全体構想と竹富町観光案内人条例との連携の更なる明確化を目的の一つとしており、西表島等における自然観光事業の適正化にも資するものと考えております。御理解のほど、お願い申し上げます。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプガイド登録や団体旅行に受け入れに関する記載はどこに書かれているか。 クーラ川についても、案内客数制限の対象とすべきではないか。 	<p>原案においては、免許対象は事業者(個人事業主を含む)としていることから、個々人の観光ガイドが複数の事業者の元で自然観光事業に従事する場合には、複数の事業者が当該人を所属する観光ガイドとして登録することが必要となります。</p> <p>また、団体旅行を含む案内客数制限の内容については、本条例ではなく西表島エコツーリズム推進全体構想において定めているものですので、本条例の改正案については原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> (事業者名)に在籍している観光ガイドの人数を教えてください。 各観光案内人に所属している観光ガイドについて、顔写真含め情報を全面的に公開すべき。 	<p>個別具体の免許状況に関するお答えは、差し控えさせていただきます。</p> <p>観光ガイド免許証を有している観光ガイド個々人の情報を含む、各観光案内人の情報をどの程度公表すべきかについては、本条例に直接規定すべきものではないと考えていますが、本条例の基本理念やいただいたご意見も踏まえつつ、自然観光事業の適正化と観光旅行者への適切な情報提供の観点から、HPでの公表とその内容も含め、今後検討してまいります。</p>

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
7	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内人登録料について、残存有効期間によらず一律の金額となっていることは納得できない。 登録料、再交付手数料等の金額が明記されていない。なお、その根拠も必要である。 ガイド登録料は経営規模に応じた料金を課すべき。特に個人事業者、雇用ガイドに対しての配慮が必要。 	<p>登録料等の具体的金額については、今後施行規則において規定する予定です。いただいたご意見も踏まえつつ、施行規則の規定を検討してまいります。</p> <p>なお、登録料等の金額の根拠については、本条例の運用に必要な人件費、講習の開催費用等の委託費、消耗品費等の積算を行った上で、その費用の一部に関するご負担をお願いするとの考え方で算出を行ってまいります。また、経営規模の大小に応じたご負担については、現在、人数に応じた観光ガイド登録料のご負担という形でお願いをさせていただいているところです。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> 観光ガイド記章は使いづらいので、廃止すべき。紛失した場合罰則や再発行手数料がかかり無駄。ガイド証で十分。 	<p>観光ガイド記章をご利用いただいている観光案内人もいらっしゃる現状ですので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、観光案内人の遵守義務のうち、免許証等の掲示義務については、観光ガイド免許証の掲示で満たすことが可能ですので、念のため申し添えます。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> 「規則で定める」とあるが、どこに記載されるのか分からない。 	<p>今後、本条例の施行に関して必要な事項を定めた「竹富町観光案内人条例施行規則」も、本条例の全部改正にあわせて全部改正を予定しており、ご指摘の「規則」はこの「竹富町観光案内人条例施行規則」を指します。竹富町観光案内人条例施行規則の内容については、今後検討の上、あらためてパブリックコメント等を実施予定です。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> この3年間この条例にかかわる会計や業務内容（違反業者に対する指導等）等に関する監査が全くされていない。条例改正に、条例に、監査請求に関する規定を盛り込むべき。 登録料等がどのように使われているのか分からない。 	<p>いただいた登録料等については、竹富町の一般会計に歳入（手数料収入）として計上されており、一般会計の決算は毎年度町議会による議決を経て、情報の公表を行っているところです。また、監査請求についても、既に地方自治法の規定による住民監査請求や竹富町行政手続条例の規定による処分等の求めの対象となっていますので、原案のままとさせていただきます。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の委員について、関係行政機関、関係団体とあるが、まったくの第三者も入れるべきである。 	<p>第三者として学識経験者を規定しておりますので、原案のままとさせていただきます。なお、現在の竹富町観光案内人条例等審議会の委員についても、6名中3名が学識経験者としての委員となっているところです。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> 過料について、5万円以下というのは安すぎる。逆に言えば5万円払えば違反できるという事で捉えられかねない。もっと多くすべき。 免許を持っていない者がガイドした時の厳しい罰則がなければ、改正した所で今の現状と何ら変わらないので、意味がない。厳しい罰則規定を明確にすべき。 	<p>地方公共団体が定めることができる過料の金額は、地方自治法において5万円以下と定められており、これ以上の金額を規定することは法令上困難であるため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、罰金刑、懲役刑等の刑事罰を導入することで、より重い処罰を科す規定を設けることが可能となりますが、刑事罰の導入には検察庁との協議等が必要となります。改正後、いただいたご意見も踏まえつつ、刑事罰の導入に向けた検討を行ってまいります。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> 条例改正後は、その内容についてマスコミ等の協力も得ながら、周知に尽力してほしい。 	<p>改正後の条例内容に関する周知は重要な事項と考えておりますので、いただいたご意見も踏まえつつ、周知広報に努めてまいります。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> 西表島のガイドは十分な技術を持っているので、登録引率ガイドに係る試験を科す必要はないのではないか。 	<p>特定自然観光資源は、観光旅行者等の活動により損なわれるおそれがある資源として、保護のために必要な措置講ずる必要があるものと考えております。そのため、保護上及び利用上の必要な配慮の元に利用を図ることが必要と考えており、その知識及び技術を有するか否かを確認するためにも、試験制度は必要と考えているところです。</p>

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
15	<p>・「観光旅行者等の生命及び身体の保護」が条例目的明記されのはとても良いと思うが、審査基準である「免許申請者が、自らが実施する自然観光事業において、顧客の安全を確保するために必要かつ適切な措置を講じていると認められること。」については、これは何を根拠に町長は判断を下し認定するのか、もう少し掘り下げるべき。現在の水難救助員の資格、年に一度の救命講習当のみで十分かは疑問。安全管理規定などの作成を盛り込むべきではないか。</p>	<p>審査基準、必要な添付書類等については、いただいたご意見を踏まえつつ、本条例の改正にあわせて今後予定している竹富町観光案内人条例施行規則の全部改正等において、より明確化を図ってまいります。</p>
16	<p>・申請後、ガイドの免許証を発行受け取り待ちのガイドには仮免許などの代わりに提示できるものを発行すべき。一か月ほど待たされるのはやめてほしい。 ・資格も保持してるガイドであれば申請さえしていればツアーできるよう仮免許などをしっかり発行すべき。 ・観光案内人の免許の審査を迅速化すべき。</p>	<p>申請中の段階においては、免許付与について審査中であり、免許の付与が決まったものではありません。従いまして、観光ガイド免許証の交付前の方が自然観光事業に従事することは、条例違反行為となりますので、おやめください。なお、原案では、ガイドが特定の資格を有することのみをもって免許付与する審査基準とはなっておりません。審査の期間に関しまして、原案では、条文中で申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めることとしておりますが、当該規定に関わらず、引き続き申請に対する処分の円滑化に努めてまいります。</p>
17	<p>・観光案内人免許申請の申請について、電子申請を可能にしてほしい。</p>	<p>既に、電子メール等の手段による申請書類一式の提出をお受けしているところです。ファイル形式等についてお願いさせていただく場合がありますので、詳細については竹富町観光案内人窓口までお問合せください。</p>
18	<p>・審査基準に公民館への所属が義務付けられているほか、島内の各種団体への所属を証する書類が求められているが、公民館や各種団体のメンバーが観光案内人と同一もしくは身内のことが多いため意味をなしていないと考える。内容の見直しをすべき。</p>	<p>審査基準、必要な添付書類等については、本条例の改正にあわせて今後予定している竹富町観光案内人条例施行規則の全部改正等において、明確化を図ってまいります。いただいたご意見も踏まえつつ、施行規則の規定を検討してまいります。なお、現条例及び施行規則においては、公民館への所属、各種団体への加盟を証する書類について、地域の発展に資する活動への参画等や自然観光事業の従事実績確認のために提出をお願いしておりますが、これによらずに審査基準に適合とする審査基準も存在します。本条例において加盟等を義務付けしているものではありませんので、念のため申し添えます。</p>
19	<p>・現在登録されている事業者は現状既得権益者側の団体が多いように思われる。定める条例が新規参入者に対し公平なものなのか。また、組織全体の自浄作用が期待できる組織体制なのか。</p>	<p>申請に対する処分については、条例の規定による審査基準に基づき適切に審査を行ってまいります。</p>
20	<p>・本条例は根本的に公平なルールに見直しするべきだ。各フィールドの規制や必要資格が一部の関係者に偏りすぎている。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>・観光案内人事業者の管理が行えているとは思えない。必要に応じて情報発信とワーキンググループは町が主導して行うべきだ。体制から見直さなければ、西表島の発展は望めない。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>・本件において、（事業者組合の名称）の意向が汲み取られているとのことですが、そもそも町の条例に対して一般の組合の意向が汲み取られる意図が不明瞭です。正当性に欠けますので教えてください。</p>	<p>ご指摘のような事実はありません。</p>

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
23	<ul style="list-style-type: none"> 公正な条例なのかどうか根本的に疑問を感じる部分がある。事業者と町で協議する場を設けるべきだ。 	<p>条例改正手続きにあつては、本意見募集の実施も含め、法令等の規定及び趣旨に基づき必要な手続きを行ってまいります。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内事業者に対してどのような調査方法で町が調査しているのか開示をお願いします。 現状町が考えている調査機関の候補はありますか?もしあるのであれば開示してください。決定事項になる前に精査すべきだ 現状の観光案内人条例の管理がまなっていない中、さらに調査機関の発足、罰則の導入をすることはさらなる混乱を招く。今回の改正は見送るべきだ。もしくは現在の制限全体を見直すべきだ。 	<p>ご意見のうち「調査」の指すところが明らかでないため、お答えを差し控えていただきます。</p>
25	<ul style="list-style-type: none"> 過料はどこからどのように課されるのか。説明会を行う予定はあるか。 	<p>過料は、条例違反者に対する行政処分として、本条例、施行規則、関連要綱等の規定に基づき、町が条例違反者に対して課すこととなります。また説明会については、本条例の改正にあわせて今後予定している竹富町観光案内人条例施行規則の全部改正に係るパブリックコメントにあわせて、改めて開催する予定としています。</p>
26	<ul style="list-style-type: none"> 罰則に関して、誰がどの基準で決定を下しているのか。中立的な組織でなければ、公平な判断を下すことが難しいのではないのか。 罰則行為に値した場合、どのような立入調査があるか。 	<p>条例違反者に対する不利益処分に関しては、町として、本条例のほか、施行規則及び関連要綱の規定に基づいて、今後も引き続き適切に対応してまいります。原案では、不利益処分として措置命令、免許の停止、免許の取消し及び過料を規定しています。また、必要な範囲で立入調査を行う場合があります。</p>
27	<ul style="list-style-type: none"> 改定後、特別自然観光資源の管理は公募とすべき。 第31条第2鋼の委託先はどのように選定するのか。特定の団体等の影響により選定されないよう、中立を期すべき。 	<p>本条例の規定に基づく巡視等の事務の委託の実施にあつては、地方自治法、竹富町契約規則等の規定に基づく必要な手続きを経て、委託先を選定いたします。</p>
28	<ul style="list-style-type: none"> (事業者組合の名称)の自主ルールを組合外の事業者が守らずにピナイサーエリアで営業した場合、法律や条例の罰則はあるのでしょうか? 	<p>本条例に基づく不利益処分については、その根拠が本条例の規定によるものに限られます。</p>
29	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産登録された西表島内の業者と竹富町で意見のすり合わせは頻繁に行われるべきだ。体制に疑問を感じる。最低でも三ヶ月に一度は条例に対してのワーキンググループを開催してください。 	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
30	<ul style="list-style-type: none"> 条例1条「目的」にそぐわない業者(ルールや条例を理解した上であえて違反している業者など)に関しては、今後ルールを守るようになったからといって過去のルール違反等についても厳正な処分を下すべき。 免許を持たずに営業を続けた免許を受けた際には、施行された令和2年4月に遡り登録料金をそれまで雇用したガイドの人数分きっちり納付させるべき。 	<p>条例違反者に対する不利益処分に関しては、町として、本条例のほか、施行規則及び関連要綱の規定に基づいて、今後も引き続き適切に対応してまいります。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> 案内人免許更新時期を現在の繁忙期から11月や12月に変更してほしい。 	<p>いただいたご意見を踏まえ、条例改正後、最初に行う更新手続きの際に限って、有効期間を3年6月を超えない範囲で変更することが認められるよう、経過措置規定を整備します。</p>
32	<ul style="list-style-type: none"> 第35条の条例違反業社への罰則として業務停止、更には免許取消し処分の記載を希望します。順守してきた我々としては、繰り返すような業社は到底受け入れられません。 	<p>原案においても、ご指摘の業務停止、免許取消しについては規定に含まれておりますので、原案のままさせていただきます。</p>

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
33	<ul style="list-style-type: none"> ・西表島以外でも事業を展開している観光案内人が、西表島以外で不祥事等を起こした場合に、処罰対象等とできる規定を整備すべき。 ・観光案内人条例以外の法令に対する重大な違反についても、処分対象にすべき。 	<p>原案では該観光案内人がこの条例に定められた義務を遵守しておらず、かつ観光旅行者等の生命及び身体の保護又は自然環境の保全のために特に必要があると認める場合については、免許の停止をすることができることとしています。その運用の詳細については、いただいたご意見も踏まえつつ今後施行規則又は要綱等において検討してまいります。</p>
34	<ul style="list-style-type: none"> ・違反業社が特定エリア認定ガイドを金銭で買収し、その者が本来持たない資格を金銭で買い取ることが出来ないようにして欲しい。 	<p>ご指摘の事案は、従業員の雇用に関する事案であることから、原案のままとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> ・このような大きな案件は繁忙期が過ぎた11月以降にお願いしたい。ツアーガイドは皆日々の業務で疲弊している。 ・繁忙期に僅か2週間の猶予しか与えない日程設定は民意を軽視したもので、容認できない。 ・繁忙期に東部西部1回ずつの説明会では、参加が困難。 	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
36	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容や改正、関係団体の説明がいつもいつも十分だと感じている。どのように改善していくか明確に教えていただきたい。 	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
37	<ul style="list-style-type: none"> ・管理する組織は外部の第三者（利害関係者以外）のみで構成されるべき。また、町での管理ができない場合、指定管理制度を用いるべきだと考えます。 	<p>ご意見のうち「管理」の指すところが明らかでないため、お答えを差し控えていただきます。</p>
38	<ul style="list-style-type: none"> ・免許を取消した場合、3年間は再取得できないようにすべき。 	<p>いただいたご意見は、第9条第5項にて定める免許の欠格事由において、「第33条第2項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者」として既に含まれておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
39	<ul style="list-style-type: none"> ・追加事項として事故調査委員会（仮称）の設置を要望する。重大事故が発生した場合は観光案内人は報告義務を要する。その報告を基に町長を委員長として事故調査委員会（仮称）を設置し、事故の原因究明、再発防止に努める。委員会のメンバーには行政庁その他関係機関、事業者の団体を加える。 	<p>原案においても、第30条の規定により観光案内人に対して報告を求めることは可能であり、いただいたご意見のような事案が発生した場合には、本条例の施行の観点からこれらの規定に基づき町として必要な調査を行うことは可能と考えていますが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
40	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条（目的）に関して、世界自然遺産の西表島を含む竹富町において観光を推進することは現在急速に進行している地球温暖化を促進し、自然環境保全に逆行している。また、地域社会の発展も環境保全に逆行する可能性が高い。入島規制を実施し各エリアの入域規制を適切に行うことを目的にすべき。IUCNの勧告に沿ったオーバーツーリズムの解消や開発の抑制、地球温暖化防止、ガイドのスキルアップを目的とすべき。 	<p>地球温暖化の防止、秩序ある開発、入島税の導入に向けたへの検討、取組は重要と考えますが、本条例以外の施策において対応すべき内容と考えますので、原案のままとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
41	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条（理念）に関して、なぜ、観光案内人だけが特別に地域社会の発展に努めなければならないのか。その事が地球温暖化を促進する可能性がある状況では単に、差別的な条項に思える。 	<p>原案では、条例の目的に永続的な地域社会の発展への寄与を規定していることから、対応する理念規定としてご指摘の条文を規定しております。</p>
42	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条（町の責務）に関して、これまでの竹富町を始めとする行政の対応が、早急で十分な話し合いや住民意見を軽視し進められたことは遺憾で、責務を果たしていない。行政が、この理念を守らずに推進してきたのが、現在のエコツーリズム推進全体構想であり、抜本的な見直しをすべき。 	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
43	<p>・ガイド研修は稚拙なもので、法令の説明やジェイムスの現状に合わない形式的な心肺蘇生講習であり、以前竹富町が行っていた、医師の監修のもと怪我や全般的な感染症、事件対応を考慮したものを実施すべき。更に、教員やジェイムスがエピペンの使用が認められる講習を受けているとすることで、ガイドにもこの講習を実施し、僅かとはいえ確実に救える命に対応すべき。現行の心肺蘇生法では現実的に殆ど安全を担保するものではありません。水難で心肺蘇生法が有効なのは、ほぼ5分以内ですから、そうならないように監視や天候に配慮することが最も重要な安全管理であると考えます。</p>	<p>観光案内人の安全管理技術の向上は、自然観光事業の適正化を図る上で重要な点と考えております。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
44	<p>・稚拙な研修で、特定観光資源に一般人の入域を許可することは盗掘を助長する可能性があり、ガイドのスキルアップ（動植物の知識）を含め実施すべき。</p>	<p>原案では、町の責務として「研修の実施、講座の開設その他の観光案内人の知識及び技能の水準の維持又は向上のために必要な支援」を規定しており、いただいたご意見も踏まえながら、必要な支援を行ってまいります。</p>
45	<p>・第5条（観光案内人の責務）に関して、全体的に過度の責務であり、差別的であると考えます。特に（6）の名誉棄損条項は憲法で定める表現の自由、思想信条の自由、表現の自由を軽視する事項であり無効かつ必要のない事項です。竹富町が名誉ある行為を行って行けば、誹謗中傷や風評の流布で民事上の問題であり、誰もが守ることであり、観光案内人が特に守るべき事項とは考えられません。あたかも、権限の乱用などの不名誉な行為を行っていることを暴露しているかのようにも見えます。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、第5条第6項の規定を、「観光案内人は、竹富町の魅力の増進に努めなければならない。」に修正いたします。</p>
46	<p>・第6条（観光旅行者の責務）に関して、西表島への観光は殆どが航空機を利用した観光旅行であり、現在進行している地球温暖化を促進し、それ自体が、地球環境を破壊する行為であり、この条項は現状逃避であり、実現不可能である。また、昆虫採集が、僅かな種の規制のみで合法的に解禁されいながら、自然環境の保全を責務にするのはダブルスタンダードであり、罰則のない無意味な項目である。</p>	<p>本条例は、「持続可能な自然観光事業を推進による持続的な地域社会の発展に寄与」を目的としていることから、観光旅行者に自然環境の保全及び持続可能な自然観光事業の推進に関する努力義務を課すことは必要と考えられることから、原案のままさせていただきます。</p>
47	<p>・第9条（免許）第5項第4号に関して、「一事不再理」の原則から考えれば、更なる罰則を科すことは無効であり、更生を妨害する行為であり不適當である。</p>	<p>第9条第5項は、観光案内人免許に係る欠格要件を規定したものであり、不利益処分に関する規定ではありません。したがって、原案のままさせていただきます。</p>
48	<p>・第36条（観光案内人条例等審議会の委員）に関して、今回の改正によって審議会の権限は強くなっており、審議委員の人選には公平性が不可欠です。現状の運営委員会の状況は一部の地域や個人（高齢者や持病持ち）に過度な安全性や条件が課せられており公正を欠いたものであり、その原因が非公開での議論や委員の不開示にあります。よって、委員に当事者であるガイド業者の複数の選任が不可欠であり、当事者の加わらない審議会は極端な表現をすれば、リンチ状態とも考えられる。また、第38条（審査等小委員会）も同様に当事者や環境団体等の有識者を選任すべきである。</p>	<p>今回改正において、竹富町観光案内人条例等審議会の処すべき事項等が増加した事実はありません。また、委員名簿、議事概要、審議会資料（非公開資料を除く）については、竹富町のウェブサイトにおいて公表しておりますので、ご確認ください。利害関係者の委員への参加につきましては、審議事項の性質上慎重にあるべきと考えていますが、いただいたご意見も踏まえて、意見聴取の機会創出の検討を図る等、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
49	<p>・改正案第10条（免許の条件）に「必要かつ最小限のものとし、過重な負担にならないように配慮しなければならない」（一部略）とあるが、現状は必要以上の安全性と過重な負担になっている零細事業者があり、早急に改善すべきである。西表島では陸域のカヌー使用河川では高低差無し、流速ほぼゼロ。干潮時には歩ける深さの多い環境にあり、日本一安全なカヌー体験ができる場所である。しかも、ライフジャケット着用が義務で、そもそもカヌーが浮体である。水難救助員の資格に固執することなく現状に合った、安全基準の審査をすべきです。ヒナイ地区はカヌー組合（略称）の連携により救助体制も出来ており携帯電話もほぼ全域で通話可能である。むしろ、トレッキングルート、ツアーが危険度が高く、滑落、捻挫、外傷が発生していますし、近年の温暖化により熱中症のリスクも上がっています。危険生物が多いのも事実です。一部の無謀な業者の事故を曲解して営業許可を拒否したり、更新に資格を強要することが安全性を高めるとするのは迷信だと考えます。現場に即した新たなる審査システムの構築が不可欠です。現場を熟知しているのはガイド自身ですから。事故が起これば営業がストップし、被害を受けるのは事業者自身なのですから。</p>	<p>ご指摘の規定は、免許に条件を付与する場合に関するものとして、規定されております。また、水面に係る利用に関しては、緊急時の対応も含め観光ガイドが一定程度の知識及び技術を有することを担保する制度として、資格要件を求めることは必要と考えています。一方で、いただいたご意見のとおり陸域におけるリスク、危険生物に関するリスク等が存在することも事実であり、いただいたご意見も踏まえつつ、講習実施、本条例の改正に伴う施行規則の改正、審査基準要綱の検討等を行ってまいります。</p>
50	<p>・どこをどう変更・追加・削除したのか分からない。ただ条例文だけ読ませられても、それが良いのか悪いのか。図や写真やフローチャート等の資料は何もないのか。なぜ差分（変更点）などをまとめていないのか。こんな分かりづらいものでは、もしこれが民間企業の営業プレゼンだったら、恐らく商談成立とか無い。</p>	<p>今回改正は、現行条例の全部改正により行う予定であることから、新旧対照表の作成は行っておりません。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>